

第2章 韓国の産業政策

著者	桜井 浩
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	経済協力シリーズ
シリーズ番号	152
雑誌名	アジア諸国の産業政策
ページ	25-45
発行年	1990
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00014593

第 2 章

韓国の産業政策

はじめに

産業政策の目的や政策手段に関してはさまざまな理解の仕方があり、論者により多様に論じられているのが現状である。しかし、発展途上国の場合は産業育成政策が基本であり、最も重要な政策目的であるといつてよいであろう。韓国の場合も例外ではなかった。特に1960年代から今日に至るまで強力な産業育成政策が展開されてきた。ただ、80年代に入ると、もちろん、産業育成政策は継続されているが、他方、独・寡占状況を規制する産業組織政策や産業調整政策も実施されはじめた。

しかし、産業調整政策はごく最近始まったとみてよいのではないだろうか。たしかに以前にも産業調整政策的な側面がみられることは事実であるが、その基本はあくまで産業育成にあったということが出来る¹⁾。韓国経済の開放化が進展するとともに、ASEAN 諸国や中国等の追上げもあり、今後、本格的な産業調整政策を実施しなくてはならない段階に達している。1988年10月、大統領の諮問会議が「経済構造調整諮問会議報告書」を提出し、円滑な産業構造調整の推進を建議したことに韓国産業の置かれている状況が端的に示されている。

このように、1980年代から90年代は産業組織政策、調整政策が本格化する

という意味できわめて重要な時期である。これらの政策がどのように実施され、どのような効果をもたらすかは、今後の韓国経済を大きく左右する。しかし、産業組織政策に関連する分野では、すでに日本語の文献がいくつかある⁽²⁾。また、産業調整政策については、その評価は今後の展開に俟たなければならない。

そこで、本章では朝鮮戦争の停戦以来、韓国産業政策のほとんどすべてを意味してきた産業育成政策について概観することとする。産業育成政策という観点からみると、朝鮮戦争停戦後の時期を次の四つに区分するのが適当と思われる。(イ) 消費財産業育成期 (1953~61年)、(ロ) 軽工業・輸出産業育成期 (1962~72年)、(ハ) 重化学工業育成期 (1973~81年)、(ニ) 部品・素材・先端産業育成期 (1980年代)。この時期区分はおよその目安であり、相互に重なっていることが少なくないし、各期の命名も暫定的なものである。韓国の産業政策を理解するうえでの一つの便宜であり、より厳密な時期区分は今後の検討を要する⁽³⁾。

なお本章では、4期のうち前半の2期に限らざるを得なかったことをお断わりしておきたい。

1. 消費財産業育成期 (1953~61年)

(1) 朝鮮戦争直後の産業

朝鮮戦争が停戦となった1953年当時、韓国はまだ農業が大きなウエイトをもつ国であった。国民総生産の産業別構成をみると農林漁業が42.5%を占め、社会間接資本・その他サービス部門が44.7%で、両者を合わせると87.2%に達し、鉱・工業部門は12.8%であった。製造業だけをみれば11.2%にとどまった。

植民地期に作られた工業は大部分日本人の所有であり、日本の敗戦に伴っ

第1表 帰属事業体処分状態(1953年末現在)

管理者別	総件数	処分件数	解体件数	残存件数
中央政府	380	248	—	132
ソウル特別市	385	242	13	130
京畿道	187	132	—	55
江原道	82	42	16	24
忠清北道	64	52	—	12
忠清南道	168	63	69	36
全羅北道	226	143	46	37
全羅南道	337	179	124	34
慶尚北道	355	229	76	50
慶尚南道	523	319	115	89
合計	2,707	1,649	459	599
比率(%)	100.0	61.0	17.0	22.0

(出所) 韓国産業銀行調査部『韓国産業経済十年史』, 1955年8月。

て南朝鮮を占領したアメリカ軍が敵国財産(敵産)の一部として接收した。敵産の一部はアメリカの軍政期に民間に払い下げられたが、大部分は1948年8月に成立した大韓民国政府に引き渡された。韓国ではこれを通常「帰属財産」と呼んでいる。帰属財産のうち企業体は2707あったが、米軍政府により500余りの企業が民間に払い下げられ、韓国政府に引き渡された企業体は2203であった。53年末現在の帰属企業体の管理状況を見ると第1表のとおりである⁽⁴⁾。

当時の主要製造業は食料・飲料(製造業に占める割合23.8%)、タバコ(20.8%)、繊維(19.3%)、化学(ゴム靴など日用品で5.1%)等であり、その他の業種は合計で31%にすぎなかった。その他の業種も大部分が日用品の製造であり、資本財や素材産業はきわめて弱体であった⁽⁵⁾。

3年余りにわたった朝鮮戦争による損害は35億ドルと推算され、生産力が低下したうえ、戦費調達のため通貨を増発したことにより、当時の韓国経済は激しいインフレにみまわれていた。朝鮮戦争の前年に当たる1949年の平均に対し、53年の平均で卸売物価は27倍、消費者物価は38倍というものすごさであった。アメリカは韓国に対する援助と経済運営の調整をはかるため、52年5月、C・E・マイヤーを大統領特使として派遣、韓国政府との間で「大韓民国と統一司令部間の経済調整に関する協定」を締結した⁽⁶⁾。この協定で韓国

政府代表と国連軍司令官代表各1名による「合同経済委員会」が設置された。同委員会は協定上は諮問委員会であったが、現実には大きな力を持ち韓国の財政、金融など経済運営を左右した。

インフレとの関連ではまた1953年2月に100分の1のデノミネーションを行なうとともに「円」貨を「圓」貨に切り換えた。

1953年に入り朝鮮戦争停戦の可能性がみえるとアメリカ政府はH・J・タスカーを韓国に派遣し、戦後の経済再建に関して報告書を提出させている。さらに、同年12月には上記合同経済委員会において経済再建と財政安定計画に関する協定が締結され、停戦後の経済運営および再建の方向が確定されていった。

アメリカと韓国の間では、財政安定、為替レート、見返り資金の使用など調整すべき問題がいくつかあったが、産業育成という面からみるとアメリカから導入される援助について、韓国側は資本財対消費財の比率を7対3とするよう主張したのに対し、アメリカは逆に3対7を主張した。アメリカの主張は、まずインフレをおさめなければ産業再建資金も投機資金化するから消費財の割合を多くしなければならないというものであり、韓国側は結局アメリカの主張に譲歩せざるをえなかった。この結果、輸入代替的な消費財産業形成がこの時期を特徴づけることになった。

1954年4月には、その後の設備資金の融資で大きな役割を果たすようになる産業銀行が発足した。これは植民地期以来の殖産銀行を改組したものである。

このようにして戦後の産業再建が始まるが、その最初のものとして、前述の帰属企業の民間払下げがあった。

(2) 帰属企業の払下げ

帰属企業の払下げは、朝鮮戦争以前から行なわれていたことはすでに述べたが、大部分は停戦以後に実施された。1950年以後に実施された払下げは同年に実施された農地改革と関連づけられていた。農地改革に際し、政府が地

主から買い上げた農地の代価として当該土地の主生産物生産高（水田では粳）の150%を記入した「地価証券」が地主に渡された。この地価証券は毎年政府が決定する穀物価格によって金額に換算し、その5分の1ずつを支払い、5年間で償還されることになっていた⁽⁷⁾。

「帰属財産処理法」（1949年制定）や「農地改革法」は、農地を買い上げられた地主は帰属財産の払下げ代価として上記地価証券を充当することができるように定めている。帰属財産には企業も含まれており、地主の企業経営者への転化、土地資本の産業資本への転化が奨励された。しかし、かつての地主で企業経営者になった例はごく希であり、この点では成功しなかった⁽⁸⁾。地主を補償穀高別にみると総数17万人弱のうち、5000石以上の補償を受けた大地主は70人、1000石以上5000石未満835人、130石以上1000石未満が1万1162人、130石未満が15万7736人と中小地主が圧倒的に多かった。大地主も企業の取得に向かわなかった理由は定かでない。小地主の場合は生活に困窮し、地価証券を安値で商人に売り払ったとされているが、これは統計があるわけではない。

次に土地資本についてみると『経済年鑑』1955年版は次のように述べている。

「4287年（1954年——引用者）6月末までに、敵産企業体2707件の6割に当たる1643件がすでに払い下げられ、その間払い込まれた分納金は物価指数の激増を無視した累計金額だけで24億圓に達したが、そのすべてが地価証券によって払い込まれた」。これをみれば土地資本はかなりの程度産業資本に転換したとみることができる。ただ、どのような人が払下げを受けたかは定かではなく、地価証券を安値で買い集めた都市の商人ではなかったかと推定されているにとどまる。今後の課題である。

(3) アメリカの援助と産業

朝鮮戦争後の復興・再建は資金の多くを外国の援助に依存せざるをえず、その大部分がアメリカによるもので、朝鮮戦争の末期から1961年に至る期間

にアメリカの援助額は19億4000万ドル、国連韓国再建団 (UNKRA) を通ずるもの1億2000万ドル (66%をアメリカが拠出) に達した。

アメリカの援助は消費財に重点が置かれ、消費財産業、なかでも綿紡織、製粉、精糖産業などを形成した。

また、国連韓国再建団による援助は資本財の比率が約7割に達し、1950年代末期には肥料、セメント、板ガラス等の工場が操業を開始した。

これら援助と産業についてはすでにこれまで書かれたものも多いので、より詳しくはそれらの文献に譲ることとする⁽⁹⁾。

(4) 金融と産業

韓国では1965年9月に至るまで「利息制限令」により、最高金利を年20%以下に制限していた。朝鮮戦争停戦後も激しいインフレが続いており、定期預金の利息より物価上昇率が高いという状況のなかで当然銀行預金は微々たるものであった。私金融の利息は銀行金利を大幅に上回っていた。

産業再建のための資金は上述の援助と中央銀行が引き受ける債券によって賄われた。その状況を示したのが第2表である。即ち、産業施設資金の主要供給源であった産業銀行の資金源のうち35~66%がインフレ的な債券によって賄われ、28~66%は米国援助によるものであった (1954年を除く)。

第2表 産業銀行の資金源泉別構成

(単位：100万ウォン，%)

	合計金額	預金 (%)	見返資金 (%)	韓国銀行引受債券 (%)
1954年末	791	7	4	89
1955 "	3,102	8	29	63
1956 "	6,276	8	28	64
1957 "	10,690	6	28	66
1958 "	10,837	2	53	45
1959 "	14,267	5	60	35
1960 "	15,963	3	62	36

(出所) 山田三郎編『韓国工業化の課題』、アジア経済研究所、1971年、232ページより作成。

このような状況のもとでは通常の金融政策、即ち公開市場政策、支払い準備率や公定歩合の操作等の手段はほとんど意味がなかった。政府は産業別の融資順位や貸出の最高限度を定めるなど直接統制方式をとった。これらは若干の変動を伴いながら1960年前後まで続いた。53年10月に定められた融資順位は次のとおりであった。

甲：韓国銀行の再割引を行なう産業

農林漁業、鉱業、製造業の大部分、電力、専売事業、輸出業、軍納業⁹⁹、等

乙：原則として銀行の自己資金で貸し出す産業

奢侈品・消費品の生産、娯楽興業

丙：韓国銀行の再割引なし

甲、乙に属さない業種

この優先順位では甲の中に含まれる業種が多くあまり意味がないように思われるが、それより、こうした直接統制方式は、「重点融資制」等の名の下に官権が銀行融資に介入する条件を作りだした。その結果、大韓重工業、石炭公社、電気会社、造船公社等の政府管理企業や一部の民間企業に融資が集中した。その上、これら国営企業は経営効率が悪く莫大な赤字を抱え込むことになった。また、民間企業も設備資金だけでなく、運転資金まで借入に依存する状態であったが、それでも操業にいたらない企業が生ずるなど、官権が介入した「偏重融資」という問題を生ずることになった。

(5) 税制と企業

税制面では1954年大幅な改革を行ない朝鮮戦争中の直接税重点から間接税重点へ移行するとともに企業の負担軽減がはかられた。戦争中法人税は最高税率が75%に達する累進制であったが、この改正により45%の単一比例税制となった。また、寄付金や接待費の損金算入、繰越欠損金の損金算入規定の緩和などが行なわれた。

さらに1956年には法人税率の10%引下げを行なうとともに、重要産業に対する法人税3分の1軽減策を5カ年延長することを決定した。58年には初めて「資産再評価法」が制定され、再評価額と簿価の差額に対して1%の税が課せられたが、この法律により財務諸表の現実化、「適切な減価償却」などが行なわれるようになり、企業の資本蓄積を促進することになった。

2. 軽工業・輸出産業の育成期 (1962~72年)

(1) 1960年前後の経済

朝鮮戦争後の経済復興・建設による産業構造および製造業の構成変化をみれば次のとおりである(1960年経常市場価格による)。まず農林水産業をみると、1953年の37.7%から60年には36.9%に0.8ポイントの低下にとどまったのに対し、鉱工業は12.3%から15.7%へ3.4ポイント上昇した。また、社会間接資本・その他サービス部門は同じ期間に50.0%から47.4%へと2.6ポイント低下した。

次に、製造業内部をみると、部門別の生産額の構成は第3表に示したとおりである。1959年から61年に至る3年間の平均でも、やはり消費財の比重が圧倒的に高いことがわかる。しかし、食料、飲料、タバコ、繊維、衣類をトータルで見れば、53年当時の約65%から60年前後3年間の平均では59%へと6ポイント低下している(いずれも経常市場価格による)。なかでも大きな変化のあったのは繊維・衣類分野で、53年当時の19.3%から27.3%へ8ポイント上昇し、50年代後半の綿紡織工業の発展を反映している。

1950年代末期になると、韓国では復興需要が一巡するとともにアメリカのドル防衛により援助は「無償」から有償に切り替えられるようになり、大きな転換期を迎えていた。李承晩は経済計画嫌いと言われていたが、新たな状況に対応すべく経済計画樹立に着手しなければならず、実際計画は樹立されつ

第3表 製造業部門別生産額の構成

(%)

	1959	1960	1961	3年間の平均
食料, 飲料, タバコ	32.1	31.1	31.9	31.7
織 維, 衣 類	28.5	27.4	26.1	27.3
木 製 品	4.8	5.1	3.4	4.4
紙 類, 印 刷	4.1	4.8	4.9	4.6
皮 革, ゴ ム	6.1	5.0	4.3	5.1
化学, 石油, 石炭	6.3	7.6	8.6	7.5
窯 業	3.9	3.5	3.7	3.7
金 属	5.1	6.8	6.2	6.0
機 械	6.4	6.3	8.2	7.0
そ の 他	2.7	2.4	2.5	2.5
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 經常市場価格による。

(出所) 韓国銀行『国民所得年報』, 1972年。

つあった。

農村では農地改革は行なわれたものの、その後の農業金融政策の不備、戦費調達のための課税、穀物輸入による低穀物価格維持政策などにより農民の生活は改善されなかった。都市においても就業の機会は十分でなく、失業率は10数%に達していた。このため一般大衆は生活の先行きに対する展望をもつことができず不満が高まっていた。

こうしたなかで、1960年3月に行なわれた大統領選挙の不正に対する国民の怒りが爆発し、学生を先頭とする大規模なデモにより李承晩政権は崩壊した。これによって社会には解放感と民主化の波が高まり、北朝鮮との会談を推進する動きも出てきた。こうした状況は見方によっては社会の混乱であり、李承晩政権に代わって登場した新政権はこれに十分対応できなかった。これが朴正熙將軍を中心とする一部軍人による61年5月クーデタの背景であった。

(2) 第1次および第2次経済開発5カ年計画

クーデタによって登場した軍人政権は、反共体制の再編と自立経済の建設

を目標としていた。ここで自立経済とは産業構造の高度化、国際収支の均衡、投資財源の完全国内調達、完全雇用の実現、主要穀物の自給等の諸目標を達成することである。このため、経済計画を樹立・推進するが、軍事政権がまず最初に行なったことは、農漁村の高利債整理であった。疲弊した農村では高利の私的金融が跋扈していたため、整理委員会を設置して年利2割以上の債務を債権・債務両者から申告させ、農協の発行する年利2割の債券を債権者に交付し、農漁民には年1割2分の利息で返済させ利息の差額は政府が負担する政策であった。これによって、高利債と判定された額は290億ホワンに達した。これは当時の為替相場1ドル=1300ホワンで米ドルに換算すればおよそ2230万ドルに相当する⁴⁰⁾。

第1次経済開発5カ年計画は1962年から実施されたが、工業化の準備段階と位置づけられ、社会資本の充実、消費財の輸入代替、基礎産業の育成、農業振興等を重点目標とした。また、第2次計画は67年から実施され、引き続き社会資本の拡充を行なうとともに消費財・中間財の輸入代替、消費財の輸出増大等を目標とした。

韓国は少なくとも政策レベルでは1940年代末の段階からワンセット型経済をめざしてきた。この方向は上記二つの経済計画にも現われており、特に第2次計画においてはすでに化学、鉄鋼、機械など重化学工業建設を重点目標の一つとしていた。このように計画の最初の段階からワンセット型自立経済建設を目標とし、そのために輸入を統制し、輸出を振興し、金融財政政策を実施してきたことが韓国の特色である。もちろん実施の過程においてはさまざまな曲折を免れなかったが、韓国の産業育成政策の基本にある流れとして変わることがなかった。

(3) 通貨措置と金融政策

アメリカの「無償」援助の減少はそれに代わる外資導入を必要とし、1960年に「外資導入促進法」が制定された。同時に内資の動員も強化しなければ

ならなかった。第1次5カ年計画の初年度にあたる62年6月、軍事政権は経済開発資金の調達を目的として、民間資金の一部を封鎖する措置を断行した。同時に通貨の呼称を「ホワン」から「ウォン」に変えるとともに10分の1のデノミネーションを行なった。

しかし、政府が予想したほど民間退蔵資金は現われなかっただけでなく、中小企業を中心とする産業活動に大きな打撃をあたえ、経済活動を沈滞させることとなった。このため、翌7月には封鎖預金を全面的に解除せざるをえず通貨措置は失敗に帰した。

産業別貸付けの最高限度制は1965年9月まで維持されていたが、その運用は50年代より弾力的となった。封鎖預金解除後は経済はしだいに回復に向かうとともにインフレ傾向が強まり、引締めが必要となるなど金融政策は試行錯誤を繰り返した。こうしたなかで、企業は「私債」と呼ばれる私金融への依存を高めた。私債は銀行融資に比べてはるかに簡単に融資を受けることができ、通常短期の運転資金に使われるが、金利は年率に換算すると40～70%にも達するという高利で企業経営を圧迫することは明らかである。このような私債市場の資金を銀行預金として取り込むために行なわれたのが65年9月の「金利現実化」であった。

金利現実化では「利子制限法」を改正、年利の最高限度をそれまでの20%から40%に引き上げた。同時に産業別の貸出し最高限度制も撤廃、金融の統制を直接統制から間接統制に改めた。

これに伴い預金・貸付の両金利とも一斉に引き上げられ、例えば12カ月の定期預金金利は15%から26.4%に引き上げられた。このように預金金利を高くしたため預金金利が貸付金利を上回る逆ザヤ現象も生ずることになり、これが完全に解消したのは1969年6月で4年近くも変則状態が続いた。また、72年初めまで6次にわたって金利の引下げを行ない、ほぼ金利現実化以前の水準に戻した。

この措置によりたしかに銀行預金は一気に増加したが、金利の逆ザヤを生んだだけでなく、国際金利との差が拡大するという問題も生じた。企業の金

第4表 主要貸出金利の変遷

(年利 %)

実施年月日	商業手形	輸出手形	当座貸越	コールローン
1960. 10. 25	13.82	13.87	18.25	13.87
1962. 4. 1	13.87	12.78	18.25	13.87
7. 3	13.87	10.95	18.25	13.87
12. 1	13.87	9.13	18.25	13.87
1963. 5. 17	13.87	8.03	18.25	13.87
1964. 3. 16	14.00	8.00	18.50	12.00
1965. 2. 5	14.00	6.50	18.50	12.00
9. 30	24.00	6.50	26.00	22.00
1966. 2. 1	24.00	6.50	28.00	22.00
1967. 6. 29	24.00	6.00	28.00	22.00
1968. 10. 1	26.00	6.00	28.00	22.00
1969. 6. 1	24.60	6.00	26.00	21.00
1970. 6. 18	24.00	6.00	26.00	21.00
1971. 6. 28	22.00	6.00	24.00	19.00
1972. 1. 17	19.00	6.00	22.00	19.00
8. 3	15.50	6.00	17.50	15.00
10. 2	15.50	6.00	17.50	15.00
1973. 2. 9	15.50	6.00	17.50	15.00
5. 14	15.50	7.00	17.50	15.00
1974. 1. 24	15.50	9.00	17.50	15.00
1975. 4. 17	15.50	7.00	17.50	15.00
1976. 8. 2	18.00	8.00	19.00	20.00
1978. 6. 13	19.00	9.00	21.00	22.00
1980. 1. 12	25.00	15.00	27.00	25.00
1981. 4. 4	20.00	15.00	21.00	20.00
1982. 1. 14	16.00	12.00	16.00	16.00
6. 28	10.50	10.00	10.00	16.00

(出所) 経済企画院『主要経済指標』, 各年。

利負担が増大, 企業は資金繰りのためまた私債に依存しなければならないという皮肉な現象も生じた。高金利のなかで多くの経営不振企業, いわゆる「不実企業」が発生し, その整理のため1969年には政府が直接乗り出さなければならなかった。

しかし, 輸出に関しては強力な優遇措置がとられていた。1960年当時は輸出手形の割引率が商業手形を上回っていたが, 第1次5カ年計画が始まると

輸出手形の割引率は急速に引き下げられ、67年には商業手形の4分の1となった。71年以後この差はしだいに縮小したが、大幅な優遇措置は80年まで継続した。その間の変化を示したのが第4表である。

1962年3月に制定された輸出振興法は輸出用原資材の輸入に特惠制度を設けた。61年の平均為替相場は1米ドル127.7ウォンであったが、相次いで切下げを実施し、64年5月以降変動相場制に移行した。64年の平均相場は213.3ウォンであった。65年7月には12の輸出特化産業を指定し、輸出産業育成資金を投入し重点的な育成をはかった。

第2次計画期に入るとチェースマンハッタンをはじめとして外国銀行の進出が始まった。国内では地方銀行の設立が相次ぎ1967～74年間に10の地方銀行が設立された。68年には韓国信託銀行を設立、長期産業資金の調達機能を強化するとともに、69年には産業銀行の資本も700億ウォンから1500億ウォンに増資し設備資金の供給体制を強化した。

(4) 特定産業育成のための立法等

以上のほか、特定の産業を育成する目的で特別に立法措置を講じている。その第1は1967年の「機械工業振興法」の制定である。これによって国産化する機械の輸入を抑制するとともに、機械工業育成基金を設置して製品を担保とする融資、試作品、技術者養成等に要する経費の補助、減価償却上の優遇措置、等がとられた。

韓国は1964年に石油精製工場が操業をはじめ、60年代末期に主要エネルギー源を石炭から石油に転換した。次いで70年1月には「石油化学工業育成法」を制定した。この法律は政府が石油化学工業の基本計画、毎年の実施計画を作成すること、工場団地の指定と土地収用法の適用、石油化学工業の研究・技術開発に対する補助、設備に対する特別償却の認定等を定めている。

また、同じ1970年1月「鉄鋼業育成法」も制定された。これは実質的には同年4月に日本の協力によって着工した浦港総合製鉄に対するものであった

が、もともと政府の事業であり、次のような多くの項目にわたって政府の支援を定めている。即ち、長期低利の外資導入、原料購入、機資材の供給、港湾施設、用水施設、電力施設、道路、鉄道敷設、以上の諸項目に付帯する事業である。このように行政および財政の全面的支援体制によって浦港製鉄は操業後急速に力を伸ばしてきたといえよう。

このほか、1965年の輸出工業団地の造成、同年の日韓国交正常化に伴う請求権資金の導入、70年の「馬山輸出自由地域」の建設、72年の企業の財務構造改善のための私債の肩代わりなども、産業の育成という観点から見てそれぞれに重要な役割を果たした。

(5) 産業育成と税制

軍事政権は1961年末大幅な税制改革を行なったが、その一環として資本形成を促進するため法人所得、事業所得に対する税率を引き下げた。また、証券取引所を通じて株式を公募したり、増資した会社に対しては6年間にわたり当該部分に対して税率を2分の1とした。また、内部留保の再投資に対しては税の減免を大幅に拡大した。62年にも前年の改革を補足する税制改正が実施されたが、63、64年は卸売物価が19%、28%それぞれ上昇したのに対し、税収の伸び率は10.6%、16.8%にとどまった。このため64年には税収確保を目的に法人税の引上げが行なわれた。

1965年末には資産再評価税法および租税減免規制法が制定された。資産再評価税法は資産再評価による差益について所得税、法人税、地方税等の非課税を規定したもので、資産再評価の促進と民間資本の蓄積をはかるものであった。また、租税減免規制法は民間資本に対する租税の減免を政府の政策に基づいて選択的に行なおうとするもので、これらは産業育成上いずれも重要な意味をもつものであった。

政府は遅れている企業の公開を促進するため1967年には公開法人に対しては非公開法人より低い税率を適用する措置を導入した。また、重要産業に対

第5表 1971年法人税率改定前後の比較

課税所得	非公開法人の 税率 (%)		公開法人の 税率 (%)	
	改定前	改定後	改定前	改定後
1,000,000 ウォン 以下	27.5	20.0	16.5	16.0
1,000,000 ウォン 以上	38.5	30.0	22.0	20.0
5,000,000 ウォン 以上	49.5	40.0	27.5	27.0

(出所) 全国経済人連合会『韓国産業経済三十年史』, 1975年, 300ページ。

する従来の租税減免制度を廃止するとともに、代わって投資に対して6%の租税を控除する制度を設けた。対象となった産業には第2次5カ年計画の重点産業である船舶、製鉄、製鋼、製銅、化学肥料、自動車、化学繊維、機械、電子、石油化学等の製造業のほか発電、国土開発、建設、農産物加工、酪農等の諸分野が含まれた。以後70年まで大きな税制改革はなかった。

第2次5カ年計画の最終年にあたる1971年頃になると経済、社会条件が大きく変化し、大幅な税制の改革が必要となった。改革は所得税、間接税等にわたっているが、ここでは直接企業に関連するものに限定する。

まず、企業に対する所得税、特に非公開法人の所得税率が第5表で示したように大幅に引き下げられた。公開法人はすでに優遇措置がとられており、引下げの幅はごくわずかであった。

第2に、上述の投資に対する租税控除を公害防止のための投資、首都圏から地方に工場を移転するための投資に対しても適用することとした。

第3に、非公開法人に対して内部留保を奨励するため、施設投資のための積立金に対する課税を緩和した。

第4に、減価償却制度を改正、新技術を企業化した設備等に対しては減価償却期間を短縮し、投下資本の早期回収、資本の充実をはかるため特別減価償却制を設けた。

以上のほか海外進出企業に対する二重課税の防止、法人の間の株式投資を奨励するため法人への配当所得に対する法人税上の優遇措置、政府がすすめる企業の合併について登録税、清算所得に対する課税等の免除などの改正が

行なわれた。

(6) 輸出品目および生産の変化

2度の経済計画を実施し1970年代初めまでに産業構造は大きく変化した。71年の産業別国民総生産の構成をみると、農林水産業は26.5%、60年に比べて10ポイント余り低下した。これに対し鉱工業は24.4%と同じ期間に約9ポイント比重を高めた。社会間接資本・その他サービス部門は1.7ポイント比重を高めて49.1%となったが、他の2部門に比べて変化は小さい。

以上でみてきた輸出産業等の育成策により第1次計画期に輸出が大幅に増大したものをみると、エビ・海苔等の海産物、鉛・亜鉛等の鉱石、朝鮮人参、合板、繊維・織物・衣類等である。また、第2次経済開発計画が終了した1971年当時の輸出品は衣類、編物、綿織物、生糸等の繊維製品、履物、鬘等の雑貨、ベニア板などの軽工業製品が主流となり、鮮魚、タバコ、朝鮮人参等もなお重要な輸出品目であったが、その比重は低下した。この間総輸出額は60年の約3000万ドルから、71年には10億ドル余りに増加した。このような輸出品目の変化と国内における生産の変化にはかなりのずれがある。そこで、この間の製造業の主要生産品目の変化を示したのが第6表である。

第1次5カ年計画の基準年である1960年を100とする主要製造業の生産量の伸び率をみると、特に生産量が増加したものは尿素肥料とラジオであり、いずれも10倍以上に増大した。もっとも尿素肥料の場合はまだ絶対量は少なく、66年の生産量は約17万トンであった。ラジオは同年85万8000台に達している。次に5～10倍に増加したものをみるとカーバイト、トタン板、変圧器、乾電池、合板等がある。しかし、すでにみたとおりの合板を除いて主要な輸出品目ではなかった。さらに3～5倍に増加したものとして生糸、毛織物、Vベルト、セメント、鋼塊、各種発動機、ミシン、自転車などがある。ここでも主要な輸出品は生糸と毛織もののみであった。

また、この時期に注目すべきこととして、1964年にはガルフとの合併によ

第6表-1 製造業主要製品生産量と伸び率

(1960=100)

品 目	単 位	1960	1966	指 数
小 麦 粉	1,000 袋	10,464	12,626	120.7
精 糖	1,000 M/T	63.9	71.4	111.7
缶 詰	M/T	5,811	6,323	108.8
ビ ー ル	kℓ	17,570	43,905	249.9
濁 酒	kℓ	337,564	544,494	161.3
巻 タ バ コ	100万本	14,382	27,706	192.6
綿 糸	M/T	49,142	69,243	140.9
生 糸	M/T	297.1	1,046	352.0
綿 織 物	1,000 m ²	126,121	173,480	137.6
ナイロン織物	1,000 m ²	3,922	38,911	992.1
毛 織 物	1,000 m ²	3,642	15,124	415.3
メリヤス內衣	1,000 枚	46,585	58,420	125.4
新 聞 紙	M/T	26,870	54,760	203.8
模 造 紙	M/T	8,877	24,174	272.3
ゴ ム 靴	1,000 足	40,769	46,432	113.9
運 動 靴	1,000 足	15,329	23,337	184.9
自 動 車 タ イ ヤ	本	175,302	445,569	254.2
V ベ ル ト	1,000 inch-ply	9,344	41,953	449.0
合 板	100万平方尺	186.9	1,198	641.0
合 成 樹 脂 製 品	M/T	6,088	14,282	234.6
カ ー バ イ ト	M/T	3,542	21,192	598.3
洗 濯 石 け ん	M/T	25,606	29,930	116.9
ペ イ ン ト	M/T	5,575	9,102	163.3
尿 素 肥 料	1,000 M/T	13.4	172.6	1,288.1
板 ガ ラ ス	1,000 箱	192.7	571.6	296.6
セ メ ン ト	1,000 M/T	430.9	1,880	436.3
鋼 塊	M/T	50,051	215,618	430.8
鉄 線	M/T	5,863	15,118	257.9
電 銅	M/T	1,010	2,900	287.1
ト タ ン 板	M/T	5,149	32,002	621.5
発 動 機	台	2,167	9,434	435.3
ミ シ ン	台	22,888	107,656	470.4
変 圧 器	台	3,066	29,722	967.4
ラ ジ オ	台	40,260	857,872	2,130.8
乾 電 池	1,000 個	3,876	20,031	561.8
自 転 車	台	38,030	178,679	469.8

(出所) 経済企画院『主要経済指標』, 1967年。

第6表-2 製造業主要製品生産量と伸び率

(1965=100)

品目	単位	1965	1971	指数
小麦粉	1,000 M/T	348.2	1,109.5	318.6
精糖	1,000 M/T	45.3	237.1	523.0
缶詰	M/T	6,388	3,606	56.0
ビール	kℓ	42,177	117,804	279.0
濁酒	kℓ	417,476	1,294,172	309.0
巻タバコ	100万本	26,471	47,059	177.8
綿糸	M/T	65,027	94,951	146.0
生糸	M/T	754	2,319	307.6
綿織物	1,000 m ²	222,879	233,782	104.9
合織織物	1,000 m ²	18,301	151,107	825.7
毛織物	1,000 m ²	4,590	3,260	71.0
新聞紙	M/T	45,397	108,345	238.7
クラフト紙	M/T	36,079	69,840	193.6
ゴム靴	1,000 足	62,641	27,278	43.5
運動靴	1,000 足	27,577	43,148	156.5
自動車タイヤ	1,000 本	368	1,046	284.2
各種ベルト	1,000 本	33,984	238,224	701.0
合板	1,000 m ²	217.0	1,375.3	633.8
洗濯石けん	M/T	24,656	57,578	233.5
ペイント	kℓ	1,418	7,079	499.2
尿素肥料	1,000 M/T	163	669.2	410.6
揮発油	1,000 kℓ	224.5	1,033.8	460.5
バンカーC油	1,000 kℓ	188.7	6,575.7	3,484.7
軽油	1,000 kℓ	489.0	2,200.9	450.1
板ガラス	箱	517.2	1,872.5	362.0
セメント	1,000 M/T	1,614.2	6,872.3	425.7
鋼塊	M/T	184,545	471,530	255.5
鉄線	M/T	20,584	49,138	238.7
電気銅	M/T	2,146	6,849	319.2
トタン板	M/T	37,173	41,110	110.6
発動機	個	9,411	8,028	85.3
ミシン	個	82,123	128,940	157.0
電動機	台	130,040	259,494	199.5
ラジオ	台	333,469	1,027,768	308.2
乾電池	1,000 個	14,346	63,881	445.3

(出所) 経済企画院『主要経済指標』, 1977年による。

る石油精製（国営）が始まっていることをあげねばならない。

次に、第2次5カ年計画期の末期についてみると、計画期間に大幅に生産が増加した品目は35倍近く増加したバンカーC油は別格として、精糖、合繊織物、各種ベルト、合板が5～8倍に増加した。次に3～5倍に増加したものは濁酒、生糸、ペイント、揮発油、尿素肥料、軽油、セメント、電気銅、ラジオ、乾電池等である。また、この表には掲載されていないが1960年代に生産量が大きく増加している製品も少なくない。しかしそれらの製品を含めても、生産量の増加と輸出の増加が重なる品目はそれほど多くない。なかには綿織物のように生産量はそれほど増加していないが輸出は大幅に増加した例もみられる。また、缶詰、毛織物、ゴム靴、発動機などのように生産が低下したのもあったし、この段階では自転車の生産も以外に伸びなかった。これら個々の産業の盛衰の要因について本章では究明できなかったが、こうした多様な動きを含みながら全体として工業化は大きく進展した。

1970年代の初めまでの時期は、一般に軽工業・輸出産業の育成期とされており、本章でもそれにしたがっているが、以上でみてきたとおり、第2次5カ年計画には重化学工業の建設も強力に推進されていたことを強調したい。

むすびにかえて

以上で、第2期までの産業育成政策を概観した。本来第3、4期まで及ぶ予定であったがそれができなかったため、第3、4期についての簡単な展望を行ないむすびにかえたい。

第3期は1973年から81年までとした。これは73年に朴大統領の「重化学工業化宣言」が出されたことに起因する。この背景にはアメリカのニクソン政権による米中和解とアジアへの介入縮小方針があり、韓国は自力による防衛力強化を迫られた。そのため第3次5カ年計画の2年度目に改めて重化学工業化方針をうちだした。

朴政権は重化学工業推進委員会を設置するとともに、政策の重点も輸出産業支援から重化学工業支援に転換した。即ち、輸出所得に対する租税の減免や輸出企業に対する輸入施設財の関税減免制度が廃止され、輸出金融に対する優遇措置も縮小された。

これに代わって、重化学工業に対する租税の減免と輸入施設財の関税減免制が実施された。重化学工業育成のために「国民投資基金」が設けられ、利子補給の拡大政策がとられた。こうした政策により資本集約的な中間財や機械類の輸入代替が推進された。

しかし、この政策は重化学工業への過剰投資を招き、中東から取り入れたオイルダラーや第2次オイルショックと重なって、1970年代末期にはインフレと社会不安を醸成した。その結果、朴大統領は79年10月、第1の側近によって射殺されるという事態となった。次の時期に入るにはさらに光州事件を経なければならなかった。

第4期は強引ともいえる重化学工業化を修正し、重化学工業分野で生じた重複投資を整理するとともに、安定成長、中小企業の育成等をめざした。また、市場機能を重視して経済の開放政策をいっそう推し進める。

重化学工業もエネルギー多消費型の産業から技術集約的な知識・情報産業、部品や素材産業の育成へと政策の方向を切り替えている。

また、軽工業分野ではデザインや商標の開発が重視されるようになった。

1985年秋以降のドル安、オイル安、金利安は韓国経済にとっては、たまたま外部から与えられたものであったが、韓国はこれを十分に生かし、1988年末までの経済はきわめて順調であった。しかし、87年に始まった社会の民主化に伴い労働運動、農民運動がかつてなく激化しつつあり、これをどう乗り越えるかが今後の韓国の産業発展の鍵となっている。

〔付記〕 本稿作成には、韓国商工部よりアジア経済研究所に客員研究員として滞在中であった権奇成氏に協力して頂いた。ここに感謝を申しあげたい。

- 注(1) 1969年の「不実企業」整理や80年代初めの投資調整を産業調整政策とする見方もある。例えば、邊衡尹 他『韓国経済ノ理解』、ソウル、比峰出版社、1986年、82ページ。しかし、これらの例は産業育成政策のマイナス側面に対する対策であり、その意味で競争力を失った、あるいは失うことが明らかな産業の異なる産業への転換のための政策と基本的に異なるとみるべきではないだろうか。
- (2) 韓国の産業組織政策に関する日本語文献として、李哲松「韓国の企業集団規制の背景と法制」(『アジア経済』第30巻第1号、1989年1月号)参照。
- (3) 韓国産業政策の時期区分は、産業政策のうちでも育成政策を基本としてみるか、あるいは産業組織政策や調整政策を基本としてみるかにより、時期区分の仕方もさまざまである。しかし、これらの産業諸政策を総合した時期区分が行なわれるべきである。
- (4) 韓国銀行『経済年鑑』、1955年、I—119ページ。
- (5) 梶村秀樹 他『韓国経済試論』、白桃書房、1985年、第2章；山田三郎編『韓国工業化の課題』、アジア経済研究所、1971年、第5章、等参照。
- (6) ここで統一司令部とは国連軍の司令部である。この協定締結においてはアメリカが国連軍を代表した。韓国銀行『経済年鑑』、1955年、I—558ページ。
- (7) この点に関しては差し当たり桜井浩『韓国農地改革の再検討』、アジア経済研究所、1976年参照。なお、農地改革については1980年代に入って韓国農村経済研究院により関係資料が整備されてきており、本書も書き改める必要がある。
- (8) 谷浦孝雄「南朝鮮の農地改革」(『朝鮮史研究会論文集』第三集、1967年)。
- (9) 例えば、中川信夫『韓国の経済構造と産業発展』、アジア経済研究所、1964年；山田三郎編、前掲書；梶村 他、前掲書、等参照。
- (10) 「軍納業」とは駐韓米軍への物資納入業者で米ドル収入がある。
- (11) 「農漁村高利債整理」についてより詳しくは、植木三郎編『韓国の金融事情』、アジア経済研究所、1969年；谷浦孝雄「韓国の工業化と私金融問題」(『アジア経済』第15巻第3号、1974年3月号)、等参照。